

社会福祉法人神奈川県社会福祉事業団 役員等報酬規程

(平成29年4月1日規程第407号)

改正 平成30年 4月 1日規程第436号

改正 令和 元年 9月 1日規程第465号

改正 令和 2年 4月 1日規程第476号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人神奈川県社会福祉事業団（以下「事業団」という）定款第8条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

(1) 常勤役員等（定款に定める主たる事務所及び施設に勤務する者）については、報酬、賞与及び役員退職慰労金を支給する。

(2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び役員退職慰労金は支給しない。

2 常勤役員等に対する役員退職慰労金は、役員等として特に顕著な功績を挙げ任期満了、又は辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第1に定める額

(2) 賞与については、別表第2に定める額

(3) 役員退職慰労金については、別表第3に定める額

(4) 通勤手当については、職員給与規程第15条の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第4に定める額

(2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、宿泊料）を支給する。

(併給)

第5条 理事が事業団職員を兼務し、職員給与を支給している場合には、職員給与に加えて、別表第1及び別表第2の報酬等を支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第9条に準じた日とする。

(2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。

(3) 役員退職慰労金については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した日後3か月以内又は退職した日に属する会計年度末までに支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 前条の規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 事業団は、この規程をもって報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(旧規程の廃止)

2 社会福祉法人神奈川県社会福祉事業団役員の給与等に関する規程(昭和46年4月1日規程第6号)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 260,000円
専務理事	月額 230,000円
常務理事	月額 210,000円
理事	月額 150,000円

別表第2（常勤役員等の賞与）

6月の賞与	報酬月額×神奈川県社会福祉事業団職員給与規程に準じた率
12月の賞与	報酬月額×神奈川県社会福祉事業団職員給与規程に準じた率

別表第3（常勤役員等の役員退職慰労金算定式）

(1) 算定式

最終報酬月額×在任年数×功績係数

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。
ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

(2) 功績係数

常勤役員等在任年数	功績係数
10年以上	2.0
8年以上 10年未満	1.7
6年以上 8年未満	1.4
4年以上 6年未満	1.1

別表第4（非常勤役員等の報酬）

（1）評議員

評議員会への出席	日額 15,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 15,000円

（2）理事

理事会等会議への出席	日額 15,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 15,000円

（3）監事

監事（公認会計士、税理士等の有資格者）	理事会・評議員会への出席及び法人及び施設業務のための出勤	日額 20,000円
	監事監査への出席	日額 100,000円
監事（上記以外の場合）	理事会・評議員会・監事監査への出席及び法人及び施設業務のための出勤	日額 20,000円